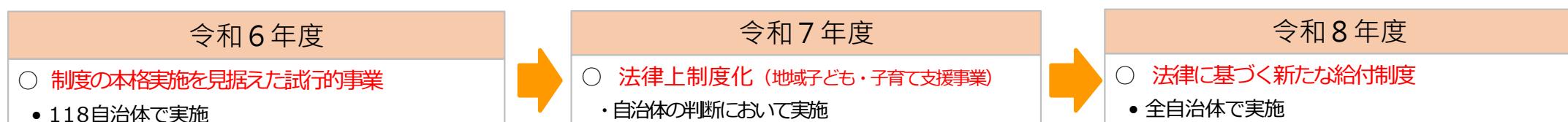


- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
(※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



○流山市実施概要

（1）実施目的

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

（2）実施施設

認可保育施設

（3）利用可能時間

ひと月あたり10時間。

（4）その他

利用者負担あり。1時間あたり標準300円。利用者は利用可能時間の中で、市内市外問わず施設を利用できる。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）新規

1 事業の概要	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するためのこども誰でも通園制度について、他の自治体の先進事例等を参考に、令和8年度の本格実施に向けて、導入を検討します。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	<p>量の見込み 就学前児童数を基に、量の見込みを算出。</p> <p>確保方策 量の見込みと同数とします。</p>
4 事業担当課	保育課

単位：人/日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	—	51	50	165	162
確保方策	—	51	50	165	162

(19) 産後ケア事業新規

1 事業の概要	出産後に家族等からサポートを受けられず、心身の不調や育児不安がある母親と乳幼児を対象に、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児支援を行います。
2 区域設定	市全域（1区域）
3 今後の方向性	<p>量の見込み 利用実績数を基に、量の見込みを算出。</p> <p>確保方策 量の見込みと同数とします。</p>
4 事業担当課	健康増進課

単位：人日

量の見込みと確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用者数）	378	381	381	377	373
確保方策	378	381	381	377	373



第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

●令和8年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・ 計画数	うち 新規 整備	見込み・ 計画数	うち 新規 整備	見込み・ 計画数	うち 新規 整備	見込み・ 計画数	うち 新規 整備
就学前 児童数	0歳	2,110		2,090		2,069		2,048	
	1歳	2,823		2,795		2,767		2,739	
	2歳	2,823		2,794		2,766		2,739	
	合計	7,756		7,679		7,602		7,526	
対象 児童数	0歳	634		611		588		563	
	1歳	1,227		1,150		1,071		991	
	2歳	1,227		1,149		1,071		991	
	合計	3,088		2,910		2,730		2,545	
利用率	0歳	31.0%		31.0%		31.0%		31.0%	
	1歳	35.5%		35.5%		35.5%		35.5%	
	2歳	24.9%		24.9%		24.9%		24.9%	
	合計	—		—		—		—	
利用者 数(二 ーズ)	0歳	197		189		182		175	
	1歳	436		408		380		352	
	2歳	306		286		267		247	
	合計	939		883		829		774	
必要受 入時間 数	0歳	1,970		1,890		1,820		1,750	
	1歳	4,360		4,080		3,800		3,520	
	2歳	3,060		2,860		2,670		2,470	
	合計	9,390		8,830		8,290		7,740	
必要 定員数 (整備 量)	0歳	11	3	11	8	10	0	10	0
	1歳	25	12	23	11	22	0	20	0
	2歳	17	9	16	7	15	0	14	0
	合計	53	24	50	26	47	0	44	0

●乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

- ・教育・保育施設等と連携し、乳児等通園支援事業の利用者が切れ目ない支援を受けることができる体制を整備する。
- ・幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進する等、既存の教育・保育施設等を活用することで、乳児等通園支援事業の利用者の教育・保育施設への円滑な移行を支援する。